

諮問番号：情報公開諮問第6号

答申番号：川情審査情公答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

実施機関である川口市議会が令和6年4月15日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った公文書部分公開決定処分は、全部公開すべきである。

第2 審査請求の経緯等

- 1 請求人〇〇〇〇氏は、令和6年4月1日付けで、川口市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、条例上の実施機関である川口市議会（以下「実施機関」という。）に対し、「令和5年12月20日に開催された総務常任委員会の会議録」の公開を請求した。
- 2 上記公開請求に対し、実施機関は、令和6年4月15日付けで、令和5年12月20日に開催された総務常任委員会の会議録のうち、公開しない部分を「発言議員名及び発言会派名が特定できる事項」とし、公開しない理由を「審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため（条例第7条第5号に該当）」として、公文書部分公開決定処分（以下「本件部分公開決定処分」という。）を行った。
- 3 請求人は、実施機関に対し、令和6年5月7日付けで、本件審査請求を提起し、本件部分公開決定処分のうち、公開しない部分の公開を請求した。
- 4 本件審査請求に対し実施機関は、令和6年5月27日付けで、条例第17条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査関係人の主張等

1 請求人の請求の趣旨及び理由

請求人は、本件審査請求の理由として、現在、川口市議会の常任委員会

において傍聴は3名まで可能であるのは周知のとおりであり(川口市議会委員会条例第19条)、傍聴をすれば、どの議員がどんな発言をしたかは当然把握ができるにもかかわらず、常任委員会の会議録を開示請求すると発言者(議員の名)が黒塗りの状態ででてくるのは、矛盾かつ非合理的な運用と言わざるを得ない。傍聴ができなかった市民が、後に会議録を開示請求した際に同じ公開状態にないのは、情報公開制度の趣旨に反している、なお、判例によると、非公開決定が訴訟で争われた場合、非公開事由に該当するとする立証責任が実施機関の側にあるとされている(大阪府水道事件、最判平成6年2月8日民集48巻2号255頁)と主張した。

2 実施機関の弁明

実施機関は、当審査会に対し、令和6年5月27日付け弁明書を提出し、本件審査請求について、以下のとおり弁明した。

本件の公開を実施しない部分に係る決定の取扱いについては、以下による。

発言議員及び発言会派名が特定できる事項について公開を実施しないことに関し、条例第7条第5号の規定に該当すると判断するための基準として、当議会では「川口市議会情報公開事務取扱要領(以下「要領」という。)を制定している。この要領の別表において、委員会の会議録の公開に際しては、発言議員及び発言会派名が特定できる事項について公開を実施しない旨が規定されており、今回の処分においても、この基準に基づいて行っている。

(1) 要領の制定の経緯について

本市において、平成13年4月1日に条例が施行されることに伴い、平成12年8月25日付けで開催の各会派代表者会議において、その実施機関として、市議会が当該条例に定める目的を実現するに当たり、「公開・非公開の取扱い基準を内容とする事務取扱要領の作成について」が協議、検討された。

このときの協議において、当時の委員会の会議録の作成方法が、書記のメモを基にした要点筆記の方法によっていたことから、発言内容の記載漏れなどにより発言者の意図が市民に対して正確に伝わらないおそれについての懸念が呈された。

この協議、検討結果を受けて、当時制定した要領において、委員会の会議録の発言者、発言会派については、これを公開することによって、条例第7条第5号に規定する「市の内部における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間の混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものとして、別表において、非公開と規定した。

(2) 制定後の経緯について

ア 要領制定後の経緯について

会議録の作成方法について、平成20年から、会議の内容を録音し、その音声を文字に起こすことによることに変更された。これに伴い、要領における委員会の会議録の発言議員及び発言会派の非公開について、制定当時の懸念が解消されることが想定された。

そこで、当時、議会において設置されていた議会改革小委員会において、「委員会会議録について」という課題、改善点等として協議されたが、平成21年10月29日付けで開催された当該小委員会において、結果として「各会派間の意見の一致に至らず」との結論に至った。その後も、平成23年の市議会議員の改選後に設置された議会改革推進委員会においても、この事案について協議、検討されたが、各会派間の意見の一致に至らず、さらに、平成27年の市議会議員の改選後に設置された議会改革推進委

員会においても、当該テーマについて協議、検討されたが、やはり、平成31年1月末までの協議、検討の結果、各会派間の意見の一致に至らなかった。

イ 当時の協議、検討における主な意見について

当時の協議、検討における主な意見は以下のとおりである。

(ア) 確かに、録音した音声を基にする会議録の作成により、議員の発言内容の記載漏れなどによって、発言者の意図が市民に対して正確に伝わらないおそれについての懸念は解消されるといえる。

(イ) しかし、それとは別に、それまでの協議の中で、議員名を公にすることにより、委員会における議員の質問の回数について、会議録公開請求者の主観的な判断基準により、恣意的に各議員の貢献度が評価され、偏向した形で公表された事例があったとの意見が出された。

すなわち、委員会の開催前までに、付託された議案について精読し、あらかじめ、執行部に聞き取りを行い、議案を理解し、疑問を解消した上で委員会に臨む議員は、委員会において敢えて質疑をしないこともある。しかし、事後に開示された委員会の会議録から、委員会当日に質疑をしていなかったという表面的な態度のみを捉えられ、議員としての公務の懈怠と認識され、当該議員にとって否定的な主張に使用されるおそれがある。

そのため、そのような貢献度を意識して、当該議員にとって実質的には不必要な質疑を、会議録のために実施することは、委員会における各議員の率直な意見交換に支障をきたすおそれがある。のみならず、いたずらに委員会の時間を引き延ばすことにつながり、また、議員間で表面的な質問回数を競うようなことになれば、委員会の効率的な運営に支障をきたすことも

懸念される。

(ウ) 経緯を踏まえた要領の取扱いについて

以上の意見を踏まえ、委員会の会議録については、要領制定当時の懸念は解消されるものの、発言議員及び発言会派名が特定されると、委員会における議員の率直な意見の交換に支障をきたすおそれがあること、また、各議員の質問回数による貢献度に関する評価などにより、特定の議員に不利益を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第5号に規定する、市の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあること、また、特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるもの、に該当するものとして、要領の改正には至らなかった。

以来、現在に至るまで、当議会として、委員会の会議録に関する情報公開に際しては、要領の別表の基準に基づき、発言議員及び発言会派名の部分について、条例第7条第5号に該当するものとして、公開を実施していない。

以上のことから、本件については、条例第7条第5号の規定に基づき、部分公開決定の処分をしたものである。

第4 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審査を行った。

年 月 日	経過
令和6年 6月17日	書面審査
令和6年 7月22日	実施機関から意見聴取
令和6年 9月30日	書面審査
令和6年10月28日	口頭意見陳述
令和6年12月 3日	書面審査
令和7年 1月27日	書面審査

令和 7 年 3 月 6 日 書面審査

令和 7 年 4 月 28 日 書面審査

令和 7 年 6 月 16 日 書面審査

第 5 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

- 1 本件は、請求人が公開請求した令和 5 年 12 月 20 日に開催された総務常任委員会の会議録につき、実施機関において発言議員名を非公開として部分公開決定をした事案である。
- 2 実施機関は、発言者名を非公開とした理由として、条例第 7 条第 5 号の規定に該当するか否かにつき判断するための基準として「川口市議会情報公開事務取扱い要領」を定め、同要領の添付の別表において「常任委員会の会議録については、発言議員名を除いて公開する」となっていることにより、本件総務常任委員会の会議録については、発言者名を非公開としたと主張している。
- 3 しかしながら、議会において定めた「事務取扱い要領」は、議会内部における事務の取扱いを定めたものであり、これに基づき条例の解釈や適用、不適用が判断されるものではない。
- 4 実施機関は、非公開の理由として、発言者名を公開することにより「率直な意見の交換若しくは意見決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」としているものの、本件についてどのようなことが不当に損なわれるおそれに該当するかは具体的に主張していない。この点において、その理由には不備がある。
- 5 ただ、弁明書によると、処分の理由については、本件部分公開決定処分では具体的な理由は示されていないものの、前記 2 の（2）イの（イ）のとおり、質問回数によって各議員の貢献度に関する評価がされることにより特定の議員に不利益を及ぼすおそれがあること、また発言者名が特定されると委員会における議員の率直な意見の交換に支障をきたすおそれがある

ことから、市の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることによって率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることとしている。

6 そこで、前記弁明内容も考慮し検討すると、

(1) まず、弁明書が前提とする委員会が市の内部における審議検討に該当することについては、公開されて傍聴も認められる市議会の委員会を「市の内部における審議」に該当するとすることには、疑義のあるところである。

(2) 次に、発言者の名前が公開されると委員会での率直な意見交換ができなくなることについては、そもそも委員会の構成員は選挙によって選ばれた議員であり、その議員が当委員会の委員であることは公開されており、その委員会活動は重要な職務である。その様な立場にある者が議会にて自分で発言したことが公開されるからといって、それを恐れて発言を躊躇するようなことはないはずである。

(3) また、質問回数による貢献度の評価については、会議録を見るものは、議員が何回発言したかではなく、どんな内容の発言をしたかを評価するはずであるし、もし、一部の議員に発言が集中するようであれば、それは委員長の進行指揮で対応できるはずである。

7 そもそも、議員を選出した市民が、自分が託した議員が市議会においてどのような活動をしているのかは興味のあることであり、市民として知るべき権利があり、議会はこれに応えなければならない。

8 以上の各点を総合して検討した結果、委員会の会議録につき、発言する議員名を非公開とすることは、本条例第7条5号には該当しない。

よって、第1「審査会の結論」のとおり、本件審査請求は、これを認容し、全部公開すべきである。

以上

令和 7 年 6 月 1 6 日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊